



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫
(コード番号8065東証第1部)
問合せ先 執行役員 浦野 正美
(TEL 03-3553-7005)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第86期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化に備えて、現行定款第2条（目的）について、一部追加をするとともに、表現の見直しを行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券を発行する旨の現行定款第8条の規定は、決済合理化法附則第6条の規定により、これを廃止する定款の変更を決議したものとみなされております。したがって、当該規定を削除するとともに、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置く必要があることから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 以上の変更に伴い、所要の条数変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成21年6月26日(金) 予定
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金) 予定

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ハガネ、鉄材、銑鉄および鉄鋼二次製品の販売ならびに加工。</p> <p>2. 銅、真鍮、<u>アルミニウム</u>、洋白、錫、亜鉛その他非鉄金属および合金鉄の販売ならびに加工。</p> <p>3. <u>金属食器、金物雑貨、利器工匠具</u>、什器、室内装飾品、厨房用品の製造および販売ならびに貴金属および同製品、宝飾品類の販売。</p> <p>4.</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6. ~ 14.</u> (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p><u>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> (条文省略) <u>(2) 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (株式取扱規定) (条文省略)</p> <p>第11条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使をすることができない。</p> <p>第12条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) (条文省略) (2) (条文省略) (3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第3章 株主総会 第14条~第20条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は<u>国内および海外において</u>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ハガネ、鉄材、銑鉄<u>その他鉄鋼</u>および鉄鋼二次製品の販売ならびに加工。</p> <p>2. 銅、真鍮、<u>アルミニウム</u>、洋白、錫、亜鉛その他非鉄金属および合金鉄の販売ならびに加工。</p> <p>3. <u>日用雑貨</u>、什器、室内装飾品、厨房用品の製造および販売ならびに貴金属および同製品、宝飾品類の販売</p> <p>4.</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p><u>6. 医療機器、介護機器、介護用品の販売</u></p> <p><u>7. ~ 15.</u> (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (削除)</p> <p>第8条 (単元株式数) (現行どおり) (削除)</p> <p>第9条 (株式取扱規定) (現行どおり)</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使をすることができない。</p> <p>第11条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 第13条~第19条 (現行どおり)</p>

<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第38条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第39条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>
---	--

(注) 上記に記載されていない条項については、変更ありません。